

大分県電子処方箋導入推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、電子処方箋の活用・普及の促進を図るため、大分県電子処方箋導入推進事業費補助金交付実施要領（令和7年3月5日伺定。）に基づき、保険医療機関等が事業を実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「保険医療機関等」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局をいう。
- (2)「大規模病院」とは、許可病床数が200床以上の病院をいう。
- (3)「支払基金」とは、社会保険診療報酬支払基金をいう。

(交付の対象)

第3条 この要綱において、交付の対象は、令和7年3月4日付け医薬発0304第5号厚生労働省医薬局長通知「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療提供体制推進事業（電子処方箋の活用・普及の促進事業）の実施について」の別紙「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療提供体制推進事業（電子処方箋の活用・普及の促進事業）実施要綱」及び令和7年3月4日付け厚生労働省発医薬0304第64号厚生労働省事務次官通知「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）の国庫補助について」の別紙「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）交付要綱」に基づき、支払基金から令和4年6月30日薬生総発第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知「医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）」（以下「実施要領」という。）の「第9 交付等の決定及び通知」の通知を受けた保険医療機関等が行う、次に掲げる各号のいずれかについての事業を交付の対象とする。

- (1) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスを初期導入（(3)に掲げるものを除く。）するために行うレセプトコンピューターや電子カルテシステム等の既存システムの改修及び導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等に要する費用（以下「導入費用」という。）の助成事業
 - (2) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入とは別に新機能（「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた「リフィル処方箋」「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」「マイナンバーカード署名」「処方箋ID検索」「調剤結果ID検索」に関する機能をいう。以下同じ。）を導入するための導入費用の助成事業
 - (3) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能を同時に導入するための導入費用の助成事業
- 2 補助金の交付は、前各号の区分に応じ、1施設につき1回限りとする。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 この補助金の対象経費は前条の(1)から(3)までに掲げる事業に必要な経費とし、実施要領の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業における補助対象経費と同一とする。また、補助率は別表の第3欄のとおりとする。

(交付の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

- (1) 第3条各号の区分に応じた総事業費に、別表の第3欄に定める補助率を乗じて得た額と、第4欄で定める補助限度額を比較して、少ない額を交付額とする。
- (2) 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに、大分県電子処方箋導入推進事業費補助金交付申請書兼補助事業実績報告書兼補助金交付請求書(第1号様式)、以下「申請書兼実績報告書兼請求書」という。)を、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書兼実績報告書兼請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 支払基金から交付された第3条に係る補助金交付決定通知書の写し
 - (2) 前号の補助金申請において、支払基金から補助金の交付対象とされた総事業費を証する書類の写し
 - (3) 振込先の口座番号を確認できる書類等(通帳など)の写し
- 3 第1項の申請書兼実績報告書兼請求書のうち、請求書は交付決定及び額の確定後に効力を発するものとする。
- 4 第1項の申請書兼実績報告書兼請求書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助金の交付目的に反して使用しないこと。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 事業の実施主体は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。

- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間）を経過している場合はこの限りではないこと。
- (7) 第6条第4項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第8条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第2号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (8) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (9) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、適正化法施行令に定められている処分制限期間）を経過している場合はこの限りではないこと。
- (10) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (11) その他、規則、大分県電子処方箋導入推進事業費補助金交付実施要領の定めに従うこと。

（補助金の交付決定及び額の確定通知）

第8条 規則第6条及び第13条の規定による通知は、大分県電子処方箋導入推進事業費補助金交付決定兼確定通知書（第3号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、大分県電子処方箋導入推進事業費補助金交付決定兼確定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

（補助金の交付方法）

第10条 この補助金は、精算払の方法により交付する。

（申請の取下げとみなす場合）

第11条 知事が交付の決定を行った後、提出された申請書兼実績報告書兼請求書に不備があり、補助金の振込不能が生じた場合等であって、補助金の交付を受けようとする者に対して補正を求めたにもかかわらず、別に定める期限内に補正の措置が完了しなかったときは、補助金の申請が取下げられたものとみなす。

(補助金の返還)

第 12 条 知事は、補助金の交付をした場合において、補助事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止した場合
- (2) 本要綱に違反した場合
- (3) 虚偽又は不正の手段をもって補助金の交付を受けた場合
- (4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、補助金を交付することが適当でないと認められた場合

(調査)

第 13 条 知事は、補助金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

- 2 補助金の交付を受けようとする又は交付を受けた補助事業者は、前項の調査に協力しなければならない。

(雑則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

1 区分	2 対象施設	3 補助率	4 補助限度額
第3条(1) の事業	大規模病院（病床数 200 床以上）	1 / 6	81.1 万円
	病院（大規模病院以外）	1 / 6	54.3 万円
	診療所	1 / 4	9.7 万円
	薬局	1 / 4	9.7 万円
第3条(2) の事業	大規模病院（病床数 200 床以上）	1 / 6	22.6 万円
	病院（大規模病院以外）	1 / 6	16.7 万円
	診療所	1 / 4	6.1 万円
	薬局	1 / 4	6.4 万円
第3条(3) の事業	大規模病院（病床数 200 床以上）	1 / 6	100.3 万円
	病院（大規模病院以外）	1 / 6	67.6 万円
	診療所	1 / 4	13.5 万円
	薬局	1 / 4	13.8 万円

第1号様式（その1）（第6条関係）

大分県電子処方箋導入推進事業費補助金交付申請書兼補助事業実績報告書兼補助金交付請求書

年 月 日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

申請者 郵便番号
住所
法人名（法人の場合のみ）
代表者職・氏名

担当者 氏名
電話番号
メールアドレス

記

注)

大分県電子処方箋導入推進事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請するとともに実績を報告します。

1 施設区分・申請額

施設区分	施設名	所在地	保険医療 機関コード	申請 区分	総事業費①	補助率②	比較額(①×②) ③	補助限度額 ④	申請額(円) ③と④低い方

合計 _____ 円

※ 複数の施設（10施設以内）を一括して申請する場合は、2番目以降を継紙に記入してください。

※ 施設区分は、①大規模病院、②病院、③診療所（内科）、④診療所（歯科）、⑤薬局の中から選択してください。

※ 施設名は略さずに正式名称を記入すること。

※ 保険医療機関コード欄は、7桁の登録記号番号を記入すること。

※ 申請区分は、(1)初期導入、(2)新規機能、(3)同時導入の中から選択してください。

※ 総事業費は、支払基金への補助金等申請において認定された額とすること。

※ 補助限度額は、補助金交付要綱別表（第5条関係）を参照のうえ記入してください。

注) 関係書類：社会保険診療報酬支払基金からの交付決定通知書の写し、支払基金に申請した際に提出した領収証及び領収証内訳書の写し、
下記振込口座等が確認できる通帳の写し

2 振込口座依頼

電子処方箋導入推進事業補助金は、下記の口座に振り込んでください。

金融機関名 _____
支店名 _____
金融機関コード (4桁) _____
支店コード (3桁) _____

口座種別 _____
口座番号 (7桁) _____
口座名義人 (フリガナ) _____

※必ず申請者名義の口座を指定すること（法人の場合は当該法人、個人事業主の場合は当該個人の口座に限る）

第1号様式（その2）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の（1）から（8）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕
住 所

（ふりがな）

氏 名

生年月日 年 月 日

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

(補助事業者住所)
(補助事業者名)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた電子処方箋導入推進事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、大分県電子処方箋導入推進事業費補助金交付要綱第6条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定額 (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額	金	円
3 消費税等の申告により確定した補助金に係る消費税等 仕入控除税額	金	円
4 補助金返還額 (別紙 A×B)	金	円
5 その他 (1) 別紙を添付すること。 (2) その他参考となる書類 消費税確定申告書の写し及びその添付書類 (補助金に係るもの) を添付すること。		

別紙（第6条関係）

大分県電子処方箋導入推進事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額集計表

第2号様式 3-2の額 (A)	補助率 (B)	補助金返還額 (A × B)	備考
円		円	

第 年 月 日

殿

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県電子処方箋導入推進事業費補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった電子処方箋導入推進事業費補助金については、下記のとおり交付決定(確定)したので、大分県電子処方箋導入推進事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 補助金の交付決定額	金	円
2 補助金の交付確定額	金	円

3 補助条件

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助金の交付目的に反して使用しないこと。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 事業の実施主体は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。
- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に定めのない財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(以下「適正化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間)を経過している場合はこの限りではないこと。

第3号様式（第8条関係） つづき

- (7) 第6条第4項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第8条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第2号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (8) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (9) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、適正化法施行令に定められている処分制限期間）を経過している場合はこの限りではないこと。
- (10) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (11) その他、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号）、大分県電子処方箋導入推進事業費補助金交付実施要領の定めに従うこと。